

高石市地域商品券交付事業業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1)業務名

高石市地域商品券交付事業業務

(2)業務の目的

本業務は、長引く物価高騰で圧迫される家計を支援するとともに、市内の店舗及び小売店や飲食店などにおいての消費を促すため、地域商品券（以下「商品券」という。）を発行し、地域経済の循環、消費活性化を図ることを目的とする。

(3)業務内容

別紙 資料 1-2「高石市地域商品券交付事業業務仕様書」に基づき、業務を行うものとする。

なお、プレゼンテーション等において、優先交渉権者の提案内容において、業務の目的達成に有益な独自の項目があった場合は、本業務に追加することがある。

(4)業務履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(5)提案価格の上限額 3,629,000 円（税込）

事務経費のみ（原資となる 166,800,000 円を除く）の金額とすること。

提案価格は上記の上限額以下とし、上限を超えた提案は失格とします。

なお、最低制限価格は設定しません。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日時点で以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ② 高石市競争入札指名停止要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- ③ 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年高石市告示第 85 号）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをし

ていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

3. スケジュール

内 容	期 日 等
プロポーザル募集要項等の配布	令和 8 年 5 月 22 日(金)午前 9 時～令和 8 年 6 月 4 日(木)午後 5 時
質問受付期間	令和 8 年 5 月 22 日(金)午前 9 時～令和 8 年 6 月 1 日(月)午後 5 時
質問回答期日	令和 8 年 6 月 2 日(火)午後 5 時までに回答
参加表明受付期間	令和 8 年 5 月 22 日(金)午前 9 時～令和 8 年 6 月 4 日(木)午後 5 時
提案書等受付期間	令和 8 年 5 月 22 日(金)午前 9 時～令和 8 年 6 月 4 日(木)午後 5 時
事業者ヒアリング	令和 8 年 6 月 9 日(火)午後 1 時
審査結果通知	令和 8 年 6 月中旬
契約締結予定	令和 8 年 6 月中旬
事業開始	契約締結後順次

4. プロポーザル募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和 8 年 5 月 22 日(金)午前 9 時～令和 8 年 6 月 4 日(木)午後 5 時まで
- (2) 配布場所等 高石市役所 本館 1 階 産業共創課(10 番窓口)または本市ホームページに掲載

5. 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期限 令和 8 年 6 月 1 日(月)午後 5 時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式 5)で電子メールまたは F A X により提出
- (3) 回答 質問に関する回答は、令和 8 年 6 月 2 日(火)午後 5 時までに本市ホームページに掲載する。

6. 参加表明について

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 4 日(木)午後 5 時まで
- (2) 提出書類

参加申込書類

- ① 暴力団排除に関する誓約書(様式 1)
- ② 参加表明書(様式 2)
- ③ 誓約書(様式 3)
- ④ 業務実績書(様式 4)
- ⑤ 会社概要(様式任意、パンフレット等でも可)
- ⑥ 納税証明書等

国税（税務署が発行する納税証明書（その3の3、法人税と消費税及び地方消費税））府税及び市税（市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合）の滞納がないことを証明する書類（提出日より直近3か月以内のもの）

※高石市契約規則第6条第1項に規定する有資格者名簿に未登録の者については次に掲げる書類も合わせて提出すること。

- ⑦法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）
- ⑧個人にあつては、身分証明書の写し
- ⑨直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参または郵送（必着）

7. 提案書類について

- (1) 提出期限 令和8年6月4日（木）午後5時まで
- (2) 提出書類

- ①企画提案書（A4判：任意様式）

内容については任意様式で、別紙資料1-2の仕様書、別表1の審査基準を基に、必要な事項を具体的かつ簡潔に記載すること。

- ②本業務の実施体制及び行程表（A4判：任意様式）

- ③見積書（内訳書も添付のこと）

※法人の所在地、名称及び代表者名を記入のうえ、代表者印を押印すること。

※本業務に係る内訳書も添付すること。

- (3) 提出部数 各正本1部 副本5部（副本は複写でも可）
- (4) 提出方法 持参または郵送（必着）

8. 事業者プレゼンテーション、ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年6月9日（火）午後1時（予定）
- (2) 場 所 高石市役所内
- (3) 留意事項 選考時間は、1社あたり25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。また、日時は上記より変更する可能性がある。

9. 選定等

- (1) 審査方法

審査は、高石市地域商品券交付事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書類及びプレゼンテーション内容から審査し、各委員の合計点数が最も高い事業者を最優先交渉権者として選定する。審査の結果、同点となった場合は、評価項目「2. 商品券の発行・管理手法」の合計点数が高い者を上位とする。同項目も同点の場合は、提案価格の低いものを上位とする。さらに提案価格も同額であった場合は、選定委員会の合議により優先交渉権を決定するものとする。

また、参加事業者が1者であってもプロポーザルは成立するものとする。

審査において、各委員の採点した合計点数の平均点が配点合計の6割に満たないときは事業者を選定しないものとする。

(2) 審査基準

別表1のとおり。

(3) 審査結果

確定後速やかに全提案者に文書で通知する。なお、審査内容については、公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。

10. 失格事由

次のいずれかに該当するものは失格とする。

- ①参加表明後において、「2. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類の提出期限を守れない場合
- ③提出された提案書等が本募集要項、別紙資料1-2仕様書に適合しない場合
- ④提出書類に不正・虚偽内容がある場合
- ⑤ヒアリング実施日において欠席した場合
- ⑥審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦提案価格の上限を超えた場合

11. その他

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2)書類提出後の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会からの要請があった場合はこの限りでない。
- (3)すべての提出書類は返却しない。
- (4)参加事業者は、審査及び選定結果に関する異議を申し立てることはできない。
- (5)参加表明書提出後に辞退する場合には、辞退届（様式6）を提出すること。
- (6)採用された提案書等の著作権は、本業務の成果として高石市に帰属するものとし、その他の企画・提案については、各応募者に帰属するものとする。ただし、提出された提案書等は、高石市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7)提出書類に不正行為や虚偽の記載を行ったものは、高石市競争入札指名停止要綱に基づき、指名停止措置等を行うことがある。
- (8)審査内容は非公開とする。

(別表1)

評価項目	審査基準	配点
1. 業務執行体制・実績	類似事業の受託実績、人員配置、再委託先の管理体制	10
2. 商品券の発行・管理手法	商品券は、利用する市民にとってわかりやすく利用しやすいものとなっているか	20
	参加店舗における決済や請求等に係る事務の手間は最小限のものとなっているか	20
3. データ分析等	利用実績等データ分析による効果測定が可能なものであるか	10
4. 独自の提案	仕様書以外で本事業にとって効果的と言える提案があるか	20
5. リスク管理・情報セキュリティ	個人情報の取り扱い、トラブル発生時の対応フロー、システム障害対策等に万全を期されているか	20
6. 見積価格の妥当性	本業務にかかる費用は適当な額となっているか ※上限を超える提案の場合、失格とする。	-
合計		100

《問い合わせ・提出先》

〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号

高石市総合政策部 まち未来戦略室 産業共創課 (担当:角野・井阪)

電話:072-265-1001 内線 7315・7309

FAX:072-265-3100

Email:sankyou@city.takaishi.lg.jp